

日本原子力標準委員会 リスク専門部会 PRA 品質確保分科会
第 19 回会合議事録

日時：2017 年 10 月 20 日（金）13:00～17:00

場所：東京大学 工学部 8 号館 5 階 510 会議室

出席者（敬称略）

委員：越塚主査（東大），成宮副主査，野村候補（関電），桐本（NRRC），
糸井（東大），喜多（東電），岩谷（中電），浦野（原電），日高
（TEPSYS），岡野（JAEA），倉本（NEL），田中（MHI），吉田（JAEA）
13 名出席

配付資料：

RK4SC19-1 : 第 18 回 PRA 品質確保分科会議事録（案）
RK4SC19-2 : 人事について
RK4SC19-3 : 第 70 回標準委員会 中間報告結果
RK4SC19-4-1 : 原子力施設のリスク評価の品質確保に関する実施基準：201X
RK4SC19-4-2 : 品質確保標準改定 中間報告コメント対応表
RK4SC19-5-1 : 共通用語の定義標準 新旧比較表（抜粋）
RK4SC19-5-2 : 第 18 回 PRA 品質確保分科会コメント
RK4SC19-5-3 : 共通用語の定義標準改定 中間報告コメント対応表
RK4SC19-6-1 : IRIDM 実施基準：201X
RK4SC19-6-2 : IRIDM 標準案の PRA 関係箇所の検討
RK4SC19-7 : 用語辞典の年度更新確認のお願い
RK4SC19-8 : PRA 品質確保分科会 検討スケジュール案

参考資料：

RK4SC19-参考 1：PRA 品質確保分科会 委員名簿

議事：

1. 定足数の確認

委員 14 名中 12 名が出席しており，本会議が議決に必要な定足数を満足していることが確認された。（野村委員は常時参加者として出席，3.で委員として参加）

2. 前回議事録の確認（RK4SC19-1）

RK4SC19-1 に基づき，第 18 回分科会の内容確認が行われた。特にコメントはなく，議事録を確定した。

3. 人事について（RK4SC19-2）

野村常時参加者を委員として選任することが承認された。

越塚委員が主査を退任し，後任として桐本委員が過半数を超える支持を得て主査に選任された。新副主査に岡野委員，新幹事に野村委員が指名された。

成宮委員が委員を退任することが報告され，新たに常時参加者として登録することが承認された。

4. 中間報告結果について（RK4SC19-3）

第 70 回標準委員会の中間報告結果が紹介された。

5. 品質確保標準の改定、コメント対応について

RK4SC19-4-2 に基づき、9 つのコメントとその対応方針案が紹介された。表現・字句等の修正に関する対応方針が合意された。主に以下の対応を行うことになった。

- 解説 2 などにおいて、関連する本文規定を示す記載が参考文献かのように読めるため、記載をわかりやすく工夫する。
- 「PRA」を「リスク評価」の表現に統一する。
- 「原子力事業者」は核燃料施設にも適用できるため、現行表現をそのまま維持。
- 核燃料施設は「工場」と「施設」の表現が混在しているので「施設」に統一する。

6. 共通用語の定義標準の改定、コメント対応について

RK4SC19-5-2 および RK4SC19-5-3 に基づき、共通用語の定義に関わるコメントおよび対応方針案についての紹介があった。主に以下の対応を行うことになった。

- アンアベイラビリティについてコメント対応案で合意。共通用語の定義では PRA で用いる一般的な定義を記載し、パラメータ作成時で必要となる具体的な定義における故障率の考慮の有無などは各実施基準に記載に委ねる。
- SSC の記載を統一させるとともに略語集に含める。
- 2.7 および 2.12：原子力発電所の格納容器に関わる記載であることが明確になるよう、文頭に「原子力発電所において、」を追記する。
- 2.12：「最終状態」の意味が明確になるよう、英文の趣旨を踏まえた日本文とするなど工夫する。
- 2.15：「通常の運転状態」の意味が明確になるよう、設置許可基準規則での用語定義を注記する。英訳については IAEA での記載を参考に見直す。
- 2.25：公衆被ばくを事故シーケンスの定義から外しても問題ないことをレベル 3 PRA 標準側に確認する。
- 2.36：核燃料施設への適用できるよう「放射性物質など」と表記し、ソースタームとして化学物質を扱う場合が含まれるようにする。用語の定義全般で同様の修正を展開する。
- 2.40：「タスクの遂行過程で起こりうる一連の…」より前の文章を削除することで、評価対象タスクが限定される誤解を生じない記載とする。また、注記の表現は、IAEA の記載を確認して必要に応じて見直す。
- 2.42：ピアレビューを行う者が PRA の専門家に限定されないよう、「PRA の専門家」に代わり「実施者と独立した専門家」と記載する。
- 2.55：レベル 2 PRA を必ずしも実施しない場合（例：核燃料施設）へ適用することを考慮し、「レベル 2 PRA など得られた」を削除する。

原文案の細かな表現について本分科会の委員で再チェックし、1 週間を目途に事務局へ回答することとなった。

7. IRIDM 実施基準の PRA 関係箇所を検討について (RK4SC19-6)

IRIDM 標準案の検討作業の進め方の説明があった。主な説明内容は以下のとおり。

- IRDM 標準案のうち、PRA 関係箇所の検討/作成は本品質確保分科会の検討対象である。具体的には規定 7.2、7.4 および関連する付属書の記載内容を本分科会で検討する必要がある。
- 2010 年の標準では、リスク指標の判定基準は内的事象 PRA の結果に重点をおいた記載となっている。判定基準を全リスクに重きをおいたものに見直すことが一つの大きなポイントとなる。
- PRA の品質に関わる記載は、品質確保標準に委ねるようにする。

PRA に関わる規定案を中間報告会で提示する。本分科会のメンバーで「リスク情報活用

標準取込検討」作業グループを中で立ち上げて作業を進めることとなった。

8. 標準委員会用語辞典の確認依頼について (RK4SC19-7)

標準委員会からの用語辞典の確認依頼の紹介があった。各委員は、不要な用語、削除を取り下げるべき用語がないかを確認し、1週間を目途に回答することとなった。

9. その他 (次回日程等)

RK4SC19-8 に基づき、今後の分科会開催のスケジュール案についての確認がなされた。

以上